## 緊急防災放送装置借受人変更届 兼 機器借受書

緊急防災放送装置の借受人に変更があったので届出ます。 また、以下の事項を遵守し、機器を借受けます。

- 1 借受人に変更があったときは、速やかに届出ます。
- 2 機器等の管理上の瑕疵により借受人が第三者への損害等を生じさせた場合は、借受人が賠償責任を負います。
- 3 機器の改造、権利譲渡、転貸は行いません。
- 4 電気料、乾電池のほか日常の維持管理に要する費用は、借受人が負担します。
- 5 借受人の責めに帰すべき理由により機器等を滅失し、又は損傷したときは、そ の損害を賠償し、現状に回復します。
- 6 不要となったときは速やかに市へ連絡し、機器等を返納します。

益田市長様

借受年月日 (借受人変更日)	令和	年	月	日		
設 置 場 所						
借受人						
以 前 の 借 受 人						
電話番号	(		)		_	

## 【以下は益田市で記入します】

加入者番号					
自 治 会					
用 途	□ 住宅用(□ 自己物件 □ 賃貸物件) □ 事業所用				
設置機器等	機器等 □ 告知放送端末 □ V-ONU □ 光引込線				

<sup>※</sup> この書類にご記入いただいた個人情報は緊急防災放送装置の管理のために利用し、その取扱いは「益田市個人情報保護条例」に基づき、適正な管理に努めます。